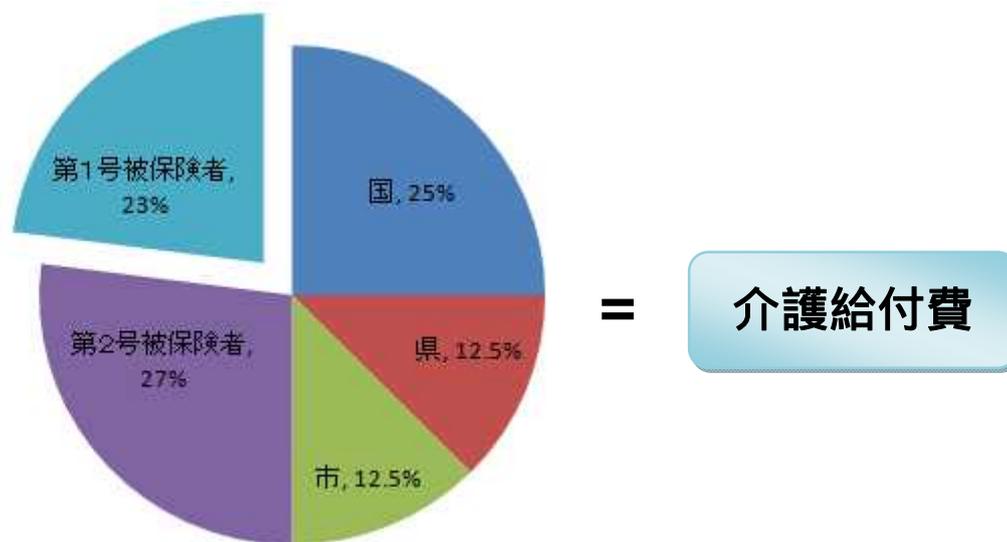


1. 介護保険料設定の流れ

介護保険法では、介護サービス費のうち、利用者負担を除いた費用の総額を、公費(国・県・市)と被保険者(第1号・第2号)の保険料で半分ずつ負担するよう定められています。市では、3年を1期とする介護保険事業計画で第7期(平成30～32年度)に必要な給付費を推計し、条例により第7期の介護保険料を設定します。

【保険給付費等の費用負担割合】



【計算式】

平成30～32年度の3年間で必要な介護給付費の費用

×

23%(第1号被保険者の負担割合)

第1号被保険者数(平成30～32年度の総計)

= 介護保険料基準額(年額)

2. 介護保険料の上昇について

「要介護認定率」と「1人当たりの介護サービス利用額」が、高額な介護保険料の要因だと言われています。市の財政力や人口規模は介護保険料の算定には影響がありません。

(参考) 全国、千葉県及び県内市町村における要介護(支援)認定率(第1号被保険者)

区分	認定率	認定率		順位	市町村名	認定率	認定率	
		65～74歳	75歳以上				65～74歳	75歳以上
全国	17.9%	4.3%	32.5%	1	館山市	18.8%	4.2%	33.4%
千葉県	14.9%	3.9%	28.5%	2	鴨川市	18.3%	3.9%	31.5%
安房郡市	18.2%	3.8%	31.8%	3	鋸南町	18.2%	3.6%	31.1%
				4	南房総市	17.6%	3.4%	30.5%

(参考) 全国、千葉県及び県内市町村における給付費の状況

・第1号被保険者1人当たり給付費

(単位:千円)

区分	1人当たり給付費(第1号被保険者)	うち居宅介護(介護予防)サービス	うち地域密着型介護(介護予防)サービス	うち施設介護サービス	介護サービス		
					介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
全国	252.7	138.6	29.9	84.2	44.0	32.8	7.4
千葉県	207.3	120.2	19.5	67.6	37.2	27.3	3.2
安房郡市	259.4	127.9	29.7	101.8	46.9	41.0	13.8

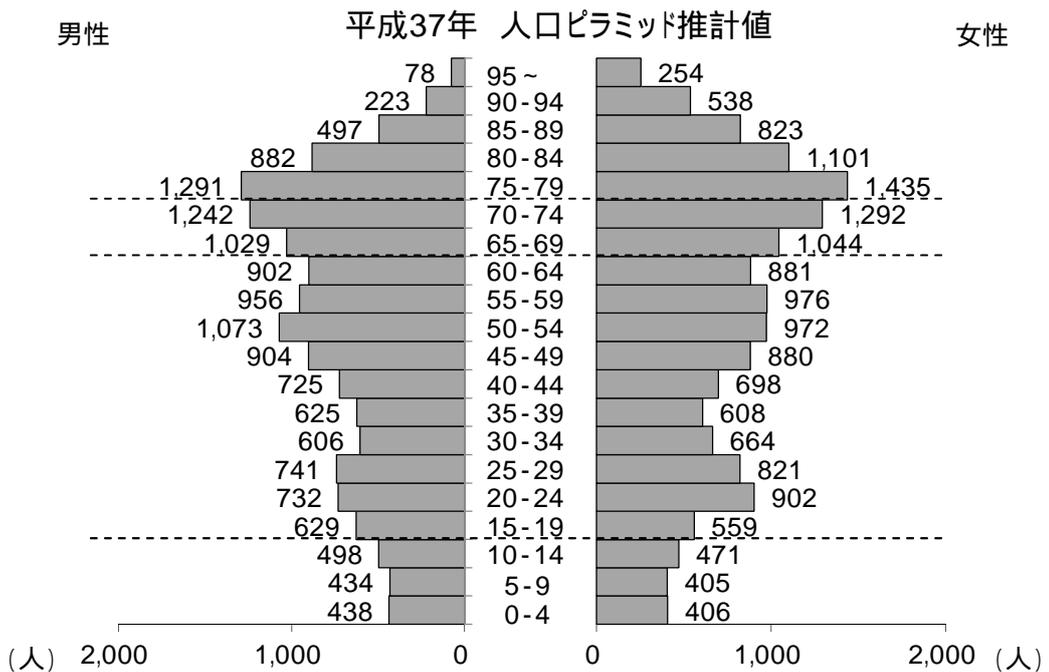
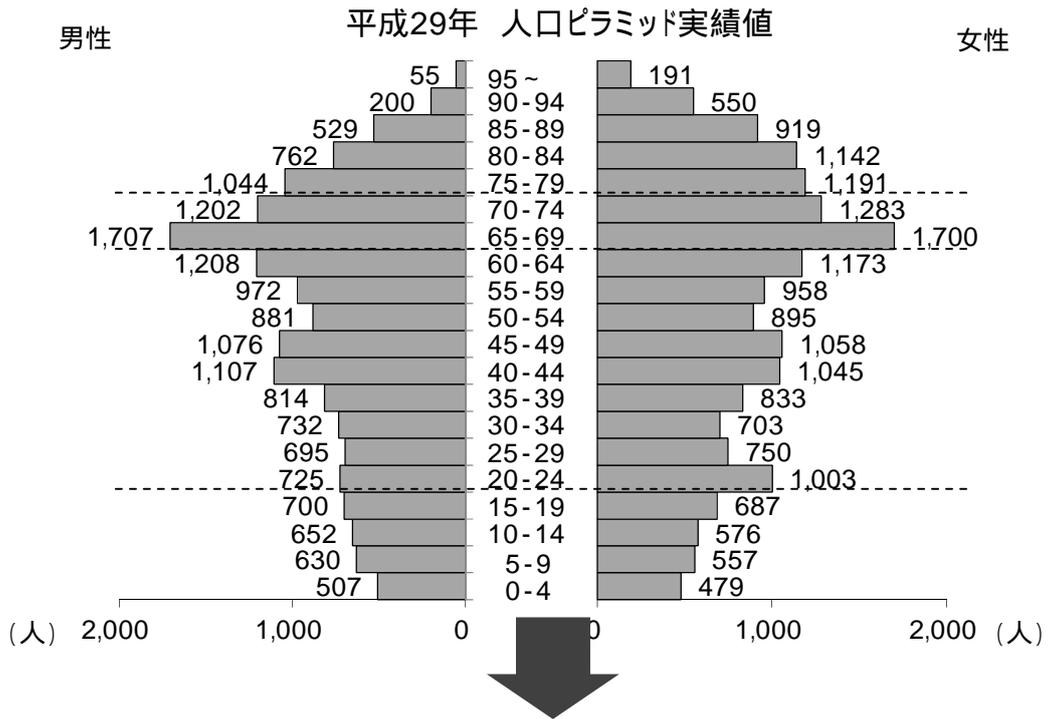
(単位:千円)

順位	区分	1人当たり給付費(第1号被保険者)	うち居宅介護(介護予防)サービス	うち地域密着型介護(介護予防)サービス	うち施設介護サービス	介護サービス		
						介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
1	鋸南町	280.9	147.7	8.7	124.5	76.6	43.4	4.6
2	鴨川市	269.3	130.5	25.9	112.8	57.6	22.2	33.1
3	館山市	253.9	124.0	30.9	99.0	37.2	54.6	7.2
4	南房総市	253.2	125.8	35.9	91.5	42.8	40.1	8.6

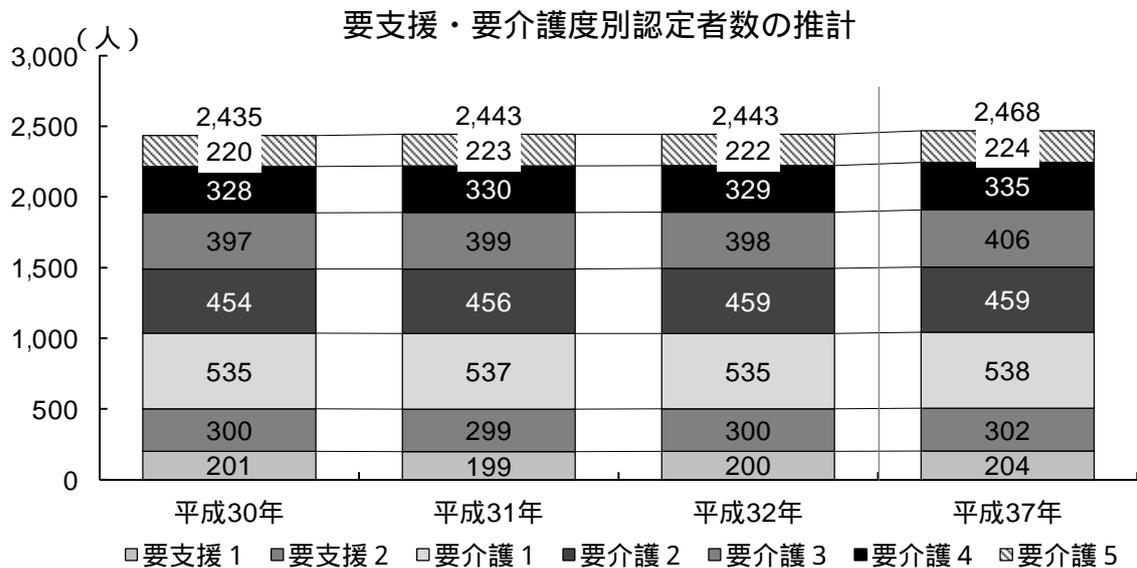
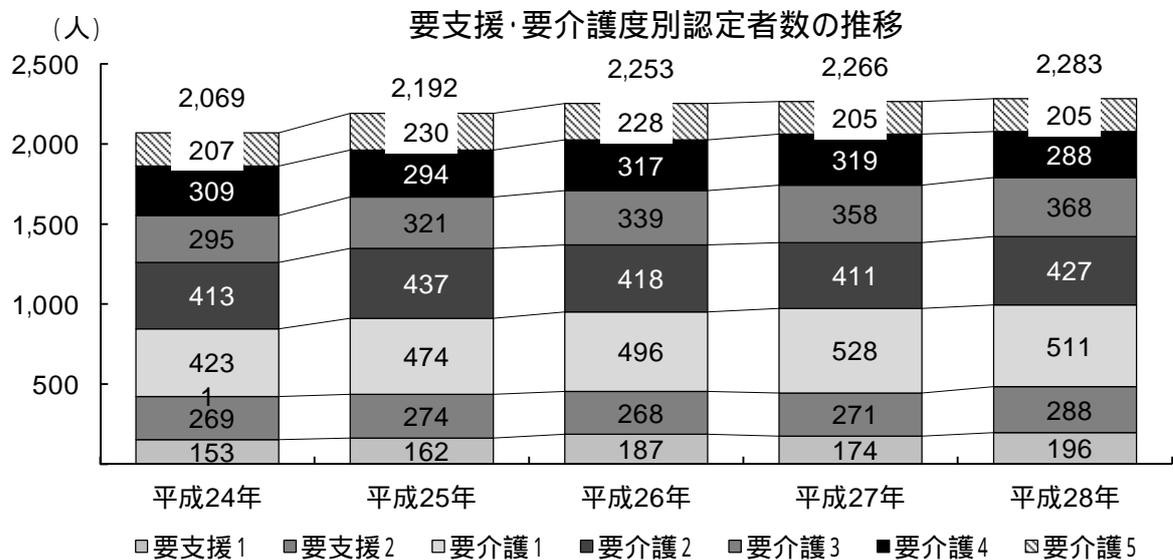
資料:平成27年度介護保険事業状況報告(年報)(厚生労働省)

3. 人口ピラミッドの変化

人口ピラミッドを平成 29 年と、平成 37 年の推計値で比較すると、平成 29 年では 65～69 歳が最も多いのに対し、平成 37 年では 75～79 歳が最も多くなっています。



4. 要支援・要介護認定者



5. 介護給付費準備基金

平成30年1月残高	335,576,864 円
取り崩し予定額	194,000,000 円
差引残額	141,576,864 円

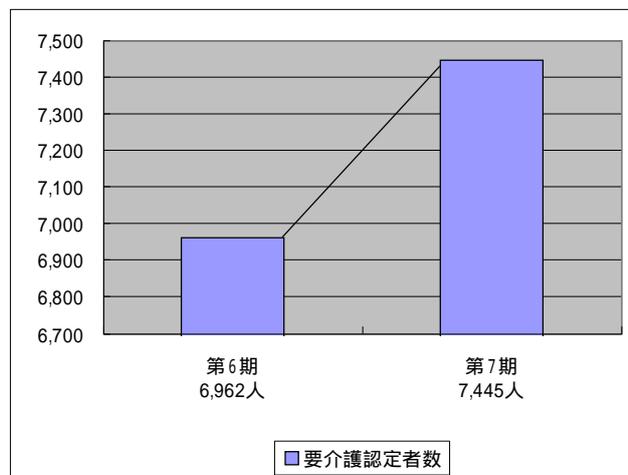
6 . 安房圏域保険料比較

	第7期保険料(案)(A)	第6期保険料(B)	(C) = (A) - (B)	率 (A)/(B)
鴨川市	6,000円	5,895円	105円	101.8%
南房総市	5,600円	5,300円	300円	105.7%
館山市	5,680円	5,680円	0円	100.0%
鋸南町	6,100円	5,609円	491円	108.8%

第6期と第7期の比較について

要介護認定者 = サービス利用者の増加

高齢化が進む中、要介護認定者数が増加し、サービス利用者全体が増えていくことが予測されています。



保険料（必要額）の内訳

保険料（必要額）の内訳をみると、最も増加しているのは「施設サービス」が481円の増、次いで「地域支援事業」が69円の増と続いています。

また、給付費の中で第1号被保険者が負担する割合が22%から23%に増加しています。

	第6期	第7期
在宅サービス	2,800円	2,826円
居住系サービス	465円	498円
施設サービス	1,944円	2,425円
その他給付費	870円	533円
地域支援事業費	210円	279円
合計	6,289円	6,561円

第1号被保険者負担割合 22% 23%

保険料減額要因

上記保険料（必要額）から、準備基金などを取り崩し、右記の通りの保険料となります。

なお、準備基金額は、第6期（394円）に比べ第7期（561円）では、より多く減額しています。

	第6期	第7期
必要額(A)	6,289円	6,561円
準備基金取崩額(B)	394円	561円
基準保険料額 (A)-(B)	5,895円	6,000円